

岩手県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第700号）で公示した公共測量を終了した旨岩手町長から次のとおり通知があった。

令和元年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡岩手町全域
- 2 実施した期間 平成30年8月23日から令和元年11月27日まで
- 3 実施した公共測量の種類 デジタル空中写真測量及び写真地図作成